		○三菱東京ＵＦＪ銀行熊本支店 大塚真寿己（おおつかますみ）名義　口座番号：0701378 ○三菱東京ＵＦＪ銀行広島中央支店 岡本（おかもと）　哲（さとし）名義　口座番号：1250709 ○郵便貯金 山本（やまもと）　英美（ひでみ）名義　記号番号：10040―86283931

⑵　主な犯行態様

○　破産者や多重債務者のリストを買い、そのリストに載っている者に電話をかけたり、ダイレクトメールを送るなどして融資の勧誘を行う。

○　貸付けは、借主の預金口座への振り込みによって行われる（利息は天引き）。

○　１ヶ月ごとに返済させ、元利金や遅延金の支払いは、架空の名前や他人名義で作った銀行口座へ振り込むよう指示する。

５　開始決定の時における給付資金の額　金23万6,727円

６　支給申請期間　平成22年１月13日から平成22年３月12日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　広島地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成20年３月27日

⑶　確定年月日　平成20年４月11日

⑷　被告人氏名　寺部　重輝

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、米江　竜一と共謀の上、平成17年12月28日ころから同19年10月12日ころまでの間、200回にわたり、16名に、前記３の犯罪行為に関する利息及び元本の支払いとして被告人らが管理する他人名義の預金口座に現金合計404万4,500円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒730―8539　広島市中区上八丁堀２番15号

広島地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号（代表）082―221―2453　内線2273

○　前記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（広島地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（広島地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第７２３号

滋賀県高島市マキノ町白谷159番地１

債務者　野田　平嗣

１　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　松本　則夫

４　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月９日午前10時15分

６　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４３号

福井市文京５丁目24番５号

債務者　藤井　亮子

１　決定年月日時　平成21年12月24日午前９時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　宮本　健治

４　破産債権の届出期間　平成22年１月25日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午前11時

６　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９号

新潟県三条市棚鱗1130番地

債務者　小林　利之

１　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　片桐　敏栄

４　破産債権の届出期間　平成22年１月21日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午前10時30分

６　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１３０号

新潟県三条市棚鱗1130番地

債務者　小林マユミ

１　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　片桐　敏栄

４　破産債権の届出期間　平成22年１月21日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午前10時30分

６　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１１４４号

大阪府岸和田市池尻町773番地

債務者　原田工務店こと　原田　　司

１　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　成田由岐子

４　破産債権の届出期間　平成22年１月28日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午後２時30分

６　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号

群馬県太田市石原町249番地３

債務者　群馬ゴム商事こと　釜谷　義喜

１　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　茂木　一博

４　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後４時

６　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１００号

福岡県飯塚市下三緒976番地　エスコート下三緒203号

債務者　木本　英俊

１　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小山　明輝

４　破産債権の届出期間　平成22年１月25日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午前11時30分

６　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部